

京都市告示第213号

道路法第48条の13第5項の規定に基づき、次のように自転車及び歩行者専用道路の指定を解除します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 6月30日

京都市長 門川大作

道路の種類	路線名	指定を解除する道路の区間	解除する期日
市道	栗尾中区線	右京区京北周山町隠谷37番地の2地先から 同区京北細野町釣瓶税1番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)